

## 淀川区災害時医療救護体制検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 大阪市地域防災計画及び災害時医療救護ガイドラインに基づき、淀川区の災害時医療救護体制について、意見交換・情報共有を図るとともに、災害時に関係機関が連携し、迅速かつ有効な災害医療体制を構築することを目的として、淀川区災害時医療救護体制検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 会議における協議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時における医療救護活動に関すること。
- (2) 関係機関による訓練に関すること。
- (3) 医薬品等の備蓄・供給に関すること。
- (4) その他本会議において検討が必要とされること。

### (組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる関係機関の所属の者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 会議に議長及び副議長を置く。
- 3 議長及び副議長は、構成員の互選により選出する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 議長及び副議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員がその職務を代理する。
- 6 議長及び副議長は、協議や意見聴取を行うなどのために必要があると認めるものに、会議の委員として出席等必要な協力を依頼することができる。

### (事務局)

第4条 会議の運営は市民協働課及び保健福祉課で行う。

### (細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、構成員と事務局が協議の上、淀川区長が定める。

### 附則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

別表 1

大阪市淀川区医師会
市町村災害医療センター
災害医療協力病院
淀川区内医療機関
淀川区歯科医師会
淀川区薬剤師会
淀川区訪問看護ステーション連絡会
淀川区社会福祉協議会
淀川警察署
淀川消防署
淀川区役所